

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第459号)

平成18年6月30日

横情審答申第459号

平成18年6月30日

横浜市人事委員会

委員長 井上 嘉久 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年2月9日人調第100209号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「17人（不）第1号事案に係る審査請求書」の非開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「17人（不）第1号事案に係る審査請求書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「17人（不）第1号事案に係る審査請求書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年12月27日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、任命権者から懲戒処分その他の不利益と思う処分を受けた職員が、その権利・利益の確保及び回復を目的として、一個人として作成し、審査を請求するために実施機関に対し提出したものであり、個人の見解・主張が記録されたものであることから、それ自体が個人に関する情報に該当するものである。

本件申立文書のうち、個人の氏名、生年月日、住所等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示とした。

本件申立文書のうち、個人の氏名、生年月日、住所等以外の記載内容については、特定の個人を識別できる情報ではないが、個人の見解、主張など内心に関するものであり、公にすることにより、審査請求人が自由な意見を主張できなくなるおそれだけでなく、審理の請求そのものをためらうおそれが生ずる。これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた地方公務員の権利を阻害するものであり、個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示とした。

また、本件申立文書のうち、非開示情報に該当する部分を除き、不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成2年3月横浜市人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）等に定められた記載事項・様式のみを開示することは可能であ

るが、これは条例第8条第1項ただし書に該当し、有意な情報が記載されていないと認められるため、非開示とした。

- (2) 口頭審理が公開で行われていることをもって、本件申立文書が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものではなく、条例第7条第2項第2号ただし書アには該当しないため、個人情報を開示する理由に当たらず非開示とした。

不服申立制度は、人事委員会に与えられた準司法的権限に基づく制度である。また、規則第17条第2項では、「・・・口頭審理は、請求者から公開の請求があった場合には、公開により行う。」と規定し、審理の公開を定めているが、また、同条第3項で「人事委員会は、請求者が口頭審理の公開の請求を行った場合においても、審理の内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる事項であるときは、前項の規定にかかわらず、理由を告げたい口頭審理を公開しない。」と規定し、人事委員会に審理を非公開にする権限を与えている。これらのことから、審理の公開は、審理内容を不特定多数の者に知らしめることを目的としているものではなく、裁判の公開と同様、審理の公平の確保を目的とし実施されているものであるといえる。したがって、その限度において、当該審理を受けた者のプライバシーが明らかになるなどの一定の不利益を受けざるを得ないが、それを越えて個人の名誉や信用に関わる当該事案の内容が一般的に公表されるべきであるとは認められない。よって、審査請求人が審理の公開を求めているということをもって、当事者が作成した本件申立文書を一般的に公表すべきであるという理由とはならず、開示すべきか否かについては本件申立文書のもつ性質を慎重に考慮することが必要である。

本件審理は、審査請求人からの請求により、公開による口頭審理が行われたが、本件申立文書は、審理の公開以前に作成・提出されたものであり、また、その内容についても必ずしもすべて公開口頭審理の内容と合致するものではない。

また、公開口頭審理を請求することが本件申立文書の開示につながることになれば、審査請求人がその権利・利益の確保及び回復を目的として行う不服申立てにおいて、自由な意見を主張できなくなるおそれが生じる。これは、条例第7条第2項第2号に定めのある、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報にも該当するものである。

- (3) 本件事案の概要について報道機関により報道されたことをもって、本件申立文書

が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するものではなく、条例第7条第2項第2号ただし書アには該当しないため、個人情報を開示する理由に当たらず非開示とした。

本件事案の概要については、新聞等で既に氏名等を含め報道された例も認められるが、これは、実施機関により自主的に公表されたものではなく、あくまで、報道機関がその取材に基づき独自に報道したものである。

たまたま本件事案が報道され、その報道内容により事案の概要の一部が明らかになっているとしても、本件申立文書の内容について実施機関として公表しているものではなく、職員個人の権利利益に深く関わる情報であることから、本件申立文書は、公表が予定されている情報といえるものではない。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書に係る審査請求人が自ら審理の公開を希望している。公開により行われた口頭審理に審査請求人が出頭して意見を述べた。
- (3) 人事委員会各委員の無能を曝け出す決定で、開示すべき事案である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、不利益な処分を受けたとする職員から、規則第6条に基づき人事委員会に提出された審査請求書であり、審査請求人である職員の氏名、生年月日及び住所、処分者の職・氏名、処分内容及び処分年月日、審査請求の理由等が記載されている。審査請求書の記載事項及び様式については、規則及び不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程（平成2年3月横浜市人事委員会達第1号）において定められている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示し

ないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記載されている情報は、当該情報そのものから特定の個人を識別することができるもの又は当該情報そのものから特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるものであって、文書全体が本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため非開示としたと主張している。これに対し、申立人は、審査請求人が自ら審理の公開を希望し、公開による口頭審理に審査請求人が出頭して意見を述べたことから、本件申立文書を開示すべきであると主張している。

ウ 地方公務員法に基づく不利益処分に関する不服申立ては、不利益な処分を受けたと思う職員が当該処分を不服として、当該処分の取消しなどを求めて行うものであり、人事委員会に提出される審査請求書には、その性質上どのような不利益処分を受けたのか、なぜ不当な取扱いと考えるのかなど、通常、不利益処分に至る経過や現在の状況などが審査請求人の見解、主張、内心なども含めて具体的に記載されるものと考えられる。当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件申立文書にも規則に基づき審査請求人の氏名、生年月日、住所、電話番号、審査請求の理由等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。これらの情報は、審査請求人である職員の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、又は、既に公にされている情報など一般に入手可能な情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるといえるので、本件申立文書全体が本号本文に該当すると判断した。

次に、本件申立文書の本号ただし書アの該当性について検討する。

規則には、審査請求の手續について定められているが、当該手續の中で当事者から提出された書面を一般の閲覧に供する規定は存在しない。

また、規則第53条では、「当事者は、人事委員会に対し審査書面の閲覧を請求することができる。ただし、審査書面の保存又は秘密保持その他正当な理由があるときは、人事委員会は、その書面の閲覧を拒否することができる。」と規定しており、当事者に対し、審査請求書などの審査書面の閲覧を一定の要件の下に認めながらも、正当な理由があると認められる場合においては、これを拒否するこ

ととしている。つまり、審査書面の閲覧が認められるのは当事者に限定されており、一般に公にされるものではない。申立人は本件申立文書に係る口頭審理が公開で行われていることから、本件申立文書を開示すべき旨主張するが、口頭審理の公開は、審理の公正と市民の信頼を確保する要請に基づくものであり、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、あらゆる場面において、本件申立文書が一般に公にされるべきものとは認められない。

したがって、本件申立文書は、本号ただし書アの規定には該当せず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年 2 月 9 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年 2 月17日 (第19回第三部会) 平成18年 2 月23日 (第79回第一部会) 平成18年 2 月24日 (第79回第二部会)	・諮問の報告
平成18年 3 月15日	・部会で審議する旨決定
平成18年 4 月21日 (第21回第三部会)	・審議
平成18年 5 月19日 (第22回第三部会)	・審議
平成18年 6 月 2 日 (第23回第三部会)	・審議